取り組むことが成功の鍵となります。

●取り組みの遅れがもたらすリスク

①親族内承継・従業員承継の場合

経営者の高齢化に伴う病気などにより、準備が整わないまま事業承継に直面するリスクがあります。経営者がサポート役に回り、若い後継者に承継するほど、事業がその後発展する傾向があるという調査結果もあり、取り組みの遅れは企業の成長にも悪影響をおよぼします。

②第三者承継（M&A）の場合

相手探しから引継ぎ完了までに数年かかることが多く、短期間で進めようとすると、譲渡条件が不利になる可能性があります。有利な譲渡を実現するためには、事前に経営内容を見直し、改善しておくことも重要です。

●第三者承継のすすめ

後継者がいないために廃業を選択する経営者が非常に多いのが現状ですが、第三者承継には多くのメリットがあるため、ぜひご検討ください。

①従業員の雇用が守られ、長年の取引先との関係も維持されます。

②譲渡代金が退職金の代わりになります。

③廃業時に必要となる店舗や工場、機械・備品などの整理・廃棄にかかる費用が不要になります。

●宮崎県事業承継・引継ぎ支援センターの活用

事業承継に悩む中小企業・小規模事業者のために、国が各県に設置しているのが「事業承継・引継ぎ支援センター」です。公的機関のため、相談は無料で、秘密も厳守されます。

問 宮崎県事業承継・引継ぎ支援センター
〒880－0811
宮崎県宮崎市錦町1－10
KITENビル7階
☎0985－72－5151
FAX：0985－72－5152
公式サイト：
https://miyazaki-hikitsugi.go.jp
メール：info@miyazaki-hikitsugi.go.jp

事業承継バトンタッチセミナーin串間の開催について

事業承継セミナーおよび個別相談会が開催されます。

専門家による分かりやすい解説と、個別のご相談を通して、事業承継の第一歩を踏み出してみませんか？お気軽にご参加ください。

●日時＝9／29（月）13：00～15：30
・支援機関の説明およびセミナー
15：30～17：00
・個別相談会（希望者のみ）

●会場＝串間商工会議所　3F会議室

●対象者＝串間市内で事業承継をお考えの経営者、後継候補者、ご家族、事業承継に興味のある方など。

●定員＝20名

●講師＝中小企業診断士　山本（やまもと）　理（おさむ）氏

問 串間商工会議所
☎72－0254
お申し込みは下記二次元コードから

氏名のフリガナを確認する通知が届きます

令和7年5月26日以降、本籍地の市区町村より戸籍に記載予定のフリガナの通知が届きます。誤りがないかの確認を必ずしましょう。

本市に戸籍のある方は、令和7年7月下旬から順次通知されます。

戸籍にフリガナが記載されることによって、本人確認がより確実、スムーズに行われることになり、幅広い行政サービスが向上することが期待されています。

また、フリガナが公証されることで、金融機関などにおいてフリガナを使い分けて複数の口座を開設するといった不適切な行為を防止できます。

●戸籍にフリガナが記載されます

戸籍法が改正され、令和7年（2025年）5月26日から、戸籍に氏名のフリガナが記載されます。

戸籍にフリガナが追加されると、特定の事実などを行政が公に証明する「公証」の対象となり、さまざまな行政手続きの際に、フリガナで本人確認ができるようになります。

●本籍地から通知が届きます

令和7年度中に順次、本籍地の市区町村から、戸籍に記載される予定のフリガナの通知が届きます。

フリガナの通知は、同じ戸籍の家族分がまとめて届きます。通知が届いたら必ず家族で内容を確認しましょう。

●通知が届いたらどうすればいい？

1．通知が届いたら誤っていないかを必ず確認

通知が届いたら記載されたフリガナが誤っていないかを必ず確認しましょう。正しい場合は、届け出をしなくても令和8年（2026年）5月26日以降に通知のフリガナがそのまま戸籍に記載されます。誤っている場合は、令和8年（2026年）5月25日までに、正しいフリガナの届け出が必要です。

2．氏名のフリガナの届け出をするには

(1) 届け出の際に気をつけることは？

戸籍のフリガナは公的な本人確認資料になるため、既にお持ちのパスポートや年金手続きで登録した銀行口座のフリガナと違うフリガナを戸籍に記載した場合、パスポートや銀行口座などの名義のフリガナの変更手続きが必要になる場合があります。

また、届け出は「氏（名字）」と「名」でそれぞれ届け出できる人が異なる点にも注意が必要です。「氏」については、原則として戸籍の筆頭者（戸籍の最初に記載がある人）が届け出ます（筆頭者が死亡などで除かれている場合は配偶者が、配偶者も除かれている場合は子が届出人になります）。「名」については、各個人が届け出ることができます。未成年者については、親権者が届け出をすることになりますが、15歳以上であれば、本人が届け出をすることも可能です。

(2) 届け出に必要なものは？

通知されたフリガナを変更するときは、そのフリガナが氏名の読み方として一般的に使用されない読み方の場合は、パスポート、預貯金通帳、健康保険証などのコピーなど、「読み方が通用していることを証する書面」を提出することになります。

※マイナポータルで届け出を行う場合は、届書の書面提出は不要ですが、「読み方が通用していることを証する書面」の提出を求められた場合は書面を提出していただく必要があります。

(3) 届け出をしないとどうなる？

令和8年（2026年）5月25日までに届け出がなかった場合、本籍地の市区町村長によって、通知に記載されているフリガナが戸籍に記載されることになります。届け出をしなかったとしても、罰則や罰金はありません。

(4) 誤ったフリガナが戸籍に記載されてしまった場合は？

通知されたフリガナが誤っていたのに正しいフリガナを届け出ることを忘れてしまい、令和8年（2026年）5月26日以降に誤ったフリガナが戸籍に記載されてしまった場合でも、1回に限り、正しいフリガナに変更する届け出をすることができます。

(5) 一度届け出たフリガナを変更したい場合は？

届け出によりいったん戸籍に記載されたフリガナを変更する場合は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を市区町村に届け出しなければなりません。

そのほか不明な点は、全国共通のコールセンターにお問い合わせください。

☎0570－05－0310

●開設期間＝令和8年（2026年）5月26日まで（土日、祝日、年末年始は除く）。

●開設時間＝8：30～17：15

3．赤ちゃんの名前のフリガナにもルールができます

(1) 赤ちゃんの名前のフリガナに注意

令和7年（2025年）5月26日以降、出生届により初めて戸籍に記載される赤ちゃんについては、そのフリガナが「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならない」というルールが設けられました。

近年は、外国語と関連付けたり、字の意味からの連想を用いたりする、名前が話題になっていますが、今後は一定のルールが設けられます。

(2) どのような読み方は認められない？

フリガナとして認められないと考えられる例として、「高」を「ヒクシ」、「太郎」を「ジロウ」や「マイケル」、「健」を「けんいちろう」など、漢字の意味と反対であったり、別人と誤解されたり、全く読むことができない読み方であったりするものが挙げられます。

こうしたフリガナが使用されると、各種の行政手続きや子どもの学校生活など、日常の生活に混乱を招く恐れがあるため、一定のルールが設けられるものです。

●便乗詐欺に注意！

「手数料や罰金を支払う必要がある」といった金銭を要求するような連絡があったら、それは詐欺です。

フリガナの届け出に当たり、法務省や市区町村などの行政機関が金銭を支払うように要求することは絶対にありません。

また、届け出には手数料はかからず、届け出をしなくても罰則はありません。不審に思ったら、各種窓口にご相談ください。

●全国共通のコールセンター
☎0570－05－0310

●市民協働課市民係☎72－1117

●最寄りの警察署または警察相談専用電話☎#9110

●消費者ホットライン☎188

夏季における年次有給休暇取得促進について
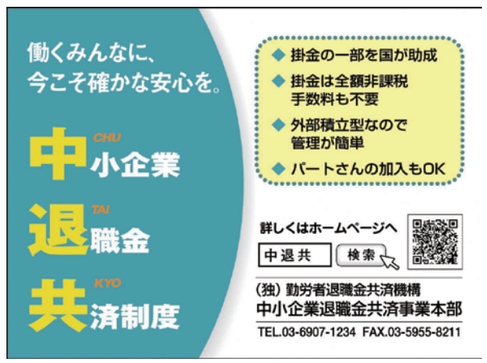
中退共の退職金制度について